

社会保険と私的年金(Ⅱ)

大 滝 勉

III 私的年金と社会保険制度との統合

K. G. Smith 氏によれば、1967年末のイギリスの雇用者総数は2,360万人であって、このうち150万人は年金制度をもたない事業主に雇用されている。したがって、雇用者の94%は職域年金制度をもっている事業所に働いていることになるが、実際に職域年金に適用されている雇用者数は、1,220万人で雇用者総数の53%である。また、アメリカの Russell Thomas 氏によると、1968年末における職域年金制度の適用者総数は3,216万人であって、これは農業雇用者以外の雇用者総数の50%以上に相当する。Braakman 氏が引用しているオランダの1970年の調査によると、民間の産業別年金基金、自己管理基金、生命保険会社の販売する年金の加入者数は、約220万人であって、少なくとも、同国の雇用者総数の50%以上が職域年金に加入していると推測される。このように、アメリカ、ヨーロッパ地域においては、職域年金の加入者が非常に多いので、社会保険制度と職域年金を調整するための種々の方法が考察されている。統合(Integrate)とは、多くの場合、そのために職域年金の側で、社会保険を考慮して全体の年金の水準が一定に保てるようにするために調整する方法である。

アメリカの Russell Thomas 氏は、社会保障制度と私的年金制度について概観したのちに、統合の現状について次のように述べている。

私的年金制度には、種々のタイプの給付規程をもつものがあるが、次に統合規程(税法上の)による例を示そう。この例においては、1940年1月1日に設立され、その後相当の改正がときどき行なわれ、最近の改正は1970年1月1日に行なわれたと仮定する。さらに、三つの場合に共通な規程を次のように仮定した。

加入資格——常雇の従業員は、継続した勤務の1年が

満了した後の1月1日に自動的に適用されること。

被用者の拠出——なし。

正規の退職日——被用者の65歳の誕生日に続く次の

月の最初の日。

年金の正常な形——正規の退職日に始まり、退職被用者の死亡した月の最初の日で終わる生存に対する毎月の所得。

退職前の死亡給付——なし。

他の規程——(a)早期退職、(b)特定の年齢と勤務期間を満たし、受給資格を得た後の脱退、(c)年金の支払い形態の選択

しかし、もし、これらの規定によって支払われる給付が標準的年金に数理的に等価であるならば、統合規程の適用について、これらは影響を及ぼさない。

正規の退職日に支払われる年金額は、次のように仮定している。

A. 相殺方式(Offset Plan)

年金額は、(a)最終5年間の平均報酬の1.5%に(b)30年を最長とする勤務年数を乗じ、そこから(c)正規の退職日において有効な社会保障法で決定されたその従業員の社会保障年金の75%を差引く。

B. 超過方式(Excess Plan)

年金額は、(a)1969年12月31日以前の勤務の各年について、\$4,800をこえた給与の1%の3/4と(b)1970年1月1日以降の適用年について\$7,800をこえた給与の1%の合算額

C. 加算方式(Step-up Plan)

1. 年金額は、(a)(i)\$4,800をこえない給与の最終5年平均の1%の3/4と(ii)\$4,800をこえた給与の最終5年平均の1.5%の合算額に、(b)1969年12月31日以前の勤務年数を乗じ、

2. (a)(i)\$7,800をこえない給与の最終5年平均額の1³/₄%の合算額に(b)1970年1月1日以降の勤務年数を乗じ、1と2を合算した額。

上記の例を考察するにあたって注意すべき点は、この制度は、1969年以後の年について最大限の相殺、または最大限の給付を用いていることである。相殺方式においては、被用者の社会保障給付の75%は、1972年1月1

日における統合規定で相殺できる最大限である。

超過方式または加算方式においては、現存している統合規定で許される最高額が規定されているので、社会保障法の改正にしたがって公表される新しい統合規定によって、私的年金の給付規定を改定した場合にのみ、社会保障給付の改正を取り入れて調整することが可能になる。

他方、相殺方式においては、給与ベースの増、給付方式の変更による社会保障給付の額の変化は、新統合規定の公表を待つことなしに、私的年金の算定方式の変更なしに自動的に吸収される。以上の理由によって、もし、事業主がその私的年金制度を、困難性が最小で、しかも社会保障給付と本質的に結びついた調整をしたいと望むならば、相殺方式が最も満足してよい方法である。

相殺方式のように、私的年金の給付が減額されるのでなければ、私的年金に対する事業主の総拠出額は、社会保障の事業主負担分の増を吸収することができない。すでに述べたとおり、相殺方式においてのみ、社会保障給付の増額に伴って、私的年金制度の給付が自動的に減額されるのである。しかも相殺方式においてさえ、その調整は退職以前の社会保障給付の増額について適用されるにすぎないのである。退職後の社会保障給付の変更は私的年金給付に影響を与えない。この原則は、財務省によって定められている“統合規程”に明確に述べられ、また、合衆国の両院における議論の主要課題になっている。われわれの選挙した代表は、社会保障給付が退職後に増加したからといって、私的年金給付を減額することは、本質的なものではないと信じているのである。

私的年金制度における相殺方式は新しいものではない。1950年代の始めに締結された多くの労働組合設立の制度において、標準的な退職で25年以上勤務した場合の年金は、毎月\$100から社会保障給付を引いた額に等しかった。社会保障給付が最高月額\$85になり、さらに月額\$108.50に引き上げられるとともに、相殺方式を締結していた組合はこの方式を改めた。その結果として、現在においては、相殺方式を採用している組合設立の年金制度はきわめてわずかになっている。

俸給被用者について、事業主が設立した年金制度においては事情は若干異なっている。多くのプランが社会保障給付の50%以上を相殺する方法を継続している。しかし、内国歳入庁は、本来社会保障給付の100%を相殺してきた制度においては、その相殺額は、たとえばそのプランが有効となった日のような特別の日における社会保障法の給付によって定められることを明確に規定する

ように主張している。

イギリスの C. S. S. Lyou 氏は、次のように同国の統合の現状、国民保険における適用除外制度をめぐる最近の情勢を述べ、さらに将来への見通しを展望している。

このような状況のなかで、国と職域の退職給付を内在的に統合することは、実際的な方法が常に見出されているとはいえないにしても、比較的単純な問題である。たとえば、職域年金制度の目的が生涯の労働に対して、給与の2/3の年金を被用者に支給することにあるとすれば、一つの解決法は、職域年金においては単身者の場合に基礎的な国の年金の1.5倍に等しい給与の部分を見捨てることにある。職域年金が最終給与（すなわち、退職直前の給与）に基づいて決定される場合には、この減額は退職の月における国の年金の水準に関連していなければならない。他方、平均給与に基づく職域年金は、引き続きインフレーションに対しても調整していないので、毎年所得の一定%の年金が確定する。したがって特定の年の所得からの減額は、その年の国の年金の水準に関連していなければならない。これはまた、両方のタイプの制度における被用者の保険料を徴収する原則でなければならない。イギリスにおいては、実際問題として、大多数の最終給与制度における減額は定額であって、無期限ではないにしても多年にわたって変えられていない。したがって、時間が経過するほどに現実と調和しないものになりつつある。これは部分的には情性によるものであるが、もし、差引額を増加するとすれば、職域年金制度に拠出金を払う基礎となった給与の部分は、その一部が年金に結びつかないことになるが、被用者にとっては、実質的に不利益にならないことを説明することが心理的に困難であることによるのである。この説明は、もちろん、被用者の給与の増が差引額の増より大きい速さで増加することを前提としている。もし、政府の政策によって、被用者の平均給与が増加するより速い率で国の年金を増加させるならば、これは妥当しないことになるが、このような状況は、現在の激しいインフレーションが始まる前には、多年にわたって一般化していたのである。

その給付を国の年金と顕在的に統合している制度の利点は、国の年金額の増加ばかりでなく、その構造の変化をも職域年金の側で、ほんの少し修正するか、または全然修正しないでそれを吸収することである。しかし、後に述べるように、この評価は少し楽観的にすぎようである。国の年金は、所得の上昇または物価の上昇に合わせて引き上げられるから、職域年金の給付は、少なくともそれと同じ程度に改定されるときに、国の年金と顕

在的にきれいに統合することができる。実際問題として、定額の国の年金と顕在的に統合することは、標準的な年金が最終給与によって定められる制度に限定される。理論的には、平均給与による制度も毎年付与される年金が国の年金の増加率より、小さくない率で引き続いて再評価されるならば、顕在的な統合をすることが可能になる。他の一つの選択は、拠出金について顕在的に統合することであって、毎年付与される職域年金の給付が、職域年金に対して払う被用者の拠出金の一定率となるように定義することである。この年金は、再評価する必要がないのであるが、もちろん、拠出金について顕在的に統合されているのであって、給付については統合されていないのである。

完全な意味での顕在的な統合は、潜在的な統合に比べて一般性ははるかに少ないけれども、国の比例年金の適用除外制度において、限定的ではあるが広く用いられている。この制度は、週 £9 から £30 の給与の幅のなかで、所得について異なった割合で被用者と事業主から拠出することになっている。拠出金の各単位は、男女によって異なる率で年金に換算されるが、年齢には無関係であって、また、再評価はされない。

適用除外制度は、現行の所得比例制度と職域年金制度を統合する問題に経験的な解答を用意したのである。というのは、適用除外制度で決定されている年金の重さは、ごく最近まで、職域年金に複雑な調整を強いるためには、あまりに小さすぎたのである。しかしながら、現在の政府（保守党）が変わらないうちに、より野心的な所得比例制度を規定するのは不可避のように思われる。

前政府（労働党）は、1970年6月の一般選挙で権力の座から落ちるときに、国民退職年金と社会保険について広範な新しい制度を立法する過程にあった。この制度にあっては、退職年金は、制度が始まったときから、20年の経過期間を経た後に、現在の制度から、平均所得による新しい制度に置き換えられることになっていた。平均所得を計算する前に、所得はその実質価値が保てるように、国民全体の平均所得の指数で再評価される。

単身者の退職年金はその人の加入員期間の平均所得の60%として算定される。ただし、これは男子の労働者全体の平均の1/2までであって、これをこえた額については、労働者全体の平均の1.5倍までの25%である。クロスマン提案（国会にこの案を提出した社会サービス大臣の名によって知られるようになった）は、多くの人々に、職域年金とヨーロッパ・スタイルの所得比例年金との間で十分満足な形で統合することには、多くの困難

があることを認識させるにいたった。この困難の度合いは、イギリスのようにその職域年金制度が個々の事業主の必要に合わせて設計され、まったく同じ形の制度が一つもない場合において特に厳しいことになる。

現在の保守政権は、定額年金に加えて、職域年金制度によってカバーされない被用者に対して、所得比例年金を支給するために、積立または“補完”的な国の制度を設ける必要を認めている。しかし、この論文を書いている現在においては、詳細な提案はされていない。新しい制度の最初の問題は、この制度を積立方式とすることについての政府の決意にかかっている。もし、この問題が解決できるなら、二つの所得比例年金を統合することによって生ずるいくつかの困難は、国の年金は職域年金の加入者には適用されないものであるから、避けることができよう。

政府はこのようにして被保険者を二つのグループに分けるが、職域年金制度への加入者は、彼が政府の積立制度に加入した場合に受ける給付より少なくなならないように、職域年金に最低基準を設けなければならない。これに失敗するならば、事業主には彼の被用者を国の積立制度に加入させる選択が残されているが、職域制度を修正しても結局は給付が増大することになるであろう。このような組合せによる場合の事務的、またはその他の不利益にもかかわらず、多くの事業主は、もし彼らにこの方法が許されるならば、いずれになってもよいように強力な経済的、実地的な議論を起こすのは当然である。

積立制度がその名の通りに運営されると仮定して、その基本的な理念は、長期間には積立制度としての国の給付の適合性というより、職域年金の給付としての適合性によって、その正否が判定されることになるだろう。これらの制度は、退職年金に関する第2の環として十分にその役割を果たすことができないならば、その給付を職域年金の給付と統合する問題が生ずるにもかかわらず、遅かれ早かれ、全体的な国の所得比例制度を望む新しい政治的圧力が生ずることになるだろう。

今回の会議の当事国であるノルウェーの Thor Johnsen 氏と Jo Aabakken 氏は、私的年金制度を社会保険制度に適合させる方法に、総計主義 (Gross Principle) と正価主義 (Net Principle) があるとして、次のように述べている。

総計主義は、たとえば所得の一定割合に達するまでの額が、社会保険から支払われる年金額に加えて私的年金制度から支払われるように、総額としての年金が保障されることを意味している。この場合、私的年金の例では、

年金額を明確に規定できない。というのは、各加入員について、社会保険から支給される給付に加えて、彼について規定された総給付額に達するまでの差額を私的年金から支給しなければならないからである。総計主義における年金の支払額は、ある被用者と他の人とを比較した場合に、彼らが同じ年齢、同じ最終給与、同一事業主において、同一の加入期間であっても異なる場合があり、ある場合には私的年金からは1銭も払わないこともありうるのである。

正価主義は、社会保険年金とは無関係に、職域年金の加入員の年金を各人について明確に規定するものである。正価主義においては社会保険の平均年金額を考慮して、全体として平均的な年金水準に達するように、私的年金から支給する年金を規定するのである。また、ある特定の被用者について平均的な全体の水準から偏りが生じたとしても、私的年金の側でよりよい結果を得るようには調整しないのである。

さて、以上の3氏の述べている統合法を分類すると、アメリカの Russell Thomas 氏は、具体的にアメリカで用いられている三つの方法を例をあげて述べているが、相殺法以外の方法は、アメリカの社会保障法の給付の構造を前提に組み立てられており、一般性を有するとは考えられないのである。

これに反して、イギリスの Lyou 氏は、内在的に統合されているか否かによって分類し、ノルウェーの Thor Johnsen 氏は、社会保障と職域年金を合計した全体の給付が個人ごとに一定の水準を保つか、平均値として一定水準を保つかによって分類している。たとえば、アメリカの相殺法は、イギリスの分類法でいえば explicit に分類され、ノルウェーの分類法によれば, gross principle に分類される。また、イギリスの Lyou 氏が implicit な例 (Moen 氏は, franchise of salary と称している) として述べている方法は、ノルウェー式に分類すれば gross principle に分類される。また、イギリスにおける explicit な統合法の代表的な例として、適用除外制度をめぐる最近の情勢を伝えている。

3氏に共通しているのは、これらの方法によって統合の意図は相当程度果たされるが、完全な方法はなく、また、統合するための必要条件として、社会保障給付が安定していること、急激な変化がないことを前提としていることである。

IV 財政原則

今回の会議に提出された論文には、社会保険または私

的年金の財政原則に関して詳細に述べたものはない。

わが国においては、スウェーデンの社会保障制度を到達すべき目標とする向きもあるが、同国の著名なアクチュアリーである Hagstroem 氏は、次のように賦課方式に対する反対意見を述べている。

年金制度における賦課方式に対する反対意見は、すでに多くの論文で述べられてきたところであるが、それにもかかわらず、ここに若干つけ加えさせていたきたい。すべての市民に (原則として) 定額の年金を支給するところの基本年金に関しては、その財政を賦課方式にすることは広く認められている。というのは積立金の利子は、結局生産に従事するすべての市民の負担とならなければならないからである。

私は、積立金は、当局によって計算され、公表されるべきことを強調したい。これは、公共的な事柄を公正に運営する基礎的条件にしかすぎない。比較的高額の所得に関する年金制度については、私は賦課方式を適用する可能性を否定してきた。

積立金は、インフレーションを考慮して計算されるべきである。同様にして、基礎年金に関する負債もインフレーションによる増を考慮しておくべきである。

ATP (国民補足年金) の保険料および積立金は、種々の面からみて欠陥が多いように見受けられる。この事実を政治家に示すことのできない私の同僚を非難しない。数人の私の友人は、私の主張は事実を過大視しているといっている。彼らの1人は、かつて、保険料はある高利率を用いることによって、バランスさせることが可能であるが、被保険者間の支払いの分配は公正ではないように思われると述べている。

私は、また将来の企業が——その多くはまだ生まれていないが——過大な保険料の負担を強いられるという重苦しい遺産になる可能性のある制度を採用した経済学者、産業界、商社の人々に驚きを禁じえない。

私は、遠い将来における彼らの後継者である企業の利益について、楽観的な予測をしている経済学者にお祝いを申し上げたいと思うのみである。私の友人の一人は、これらの利益はその利益が生ずる前に、他の負債によって帳消しになってしまうのではないかと述べている。ある政治家は、ルイ15世の言葉“大洪水を私の後に”(あとは野となれ山となれ)という言葉をよく使っている。というのは、彼らは積立方式は、激しい変動によって長続きしないと信じているのである。賦課方式の不公平を人々に納得させるのは明らかに不可能である。

オランダの T. C. Braakman 氏, M. A. Kwakman 氏および H. L. F. Verbraak 氏は連名で、自己管理基金、産業別年金基金、生命保険会社等現存している民間の年金機関を利用して被用者の年金制度を構成するための最近の研究を発表している。

現在の年金制度が不十分なことから、1969年に“雇用の基礎的条件”(employment foundation)について協同作業をするための労使の代表機関が設けられ、民間の被用者の年金問題に明確な回答を与えるための協同研究を行なうことに意見が一致した。次は、この研究で得られた原則である。

- (1) 基礎的な国の年金は、社会的最低標準から法律によって定められる最低給与の約 85% の水準まで引上げられること。85% は、退職の前と後における税金および社会保険料の差を考慮したものである。
- (2) 基礎的な国の年金に加えて、総ての被用者に関する強制補足年金を設立すること。
- (3) 国の基礎的な年金を含めた強制年金制度の給付水準は、大凡最終給与の70%とすること。また、支給開始後においても、少なくとも生計費に関して調整されるべきこと。
- (4) 財政は、完全積立方式(basis of full capitalisation)によるが、賦課方式の要素を加えること。
- (5) 産業別年金基金、自己管理型年金基金、生命保険会社等の現存する管理機構を維持すること。
- (6) 被用者が事業所間を移動した場合にも、年金権が保持されること。

この研究の過程で以上の枠組の範囲で、これらの目標を達成することが可能であることがわかってきた。

すでに導入部において述べたように、私の考えでは、強制社会保険制度における私的部門の年金制度の役割が多くで発展しているので、他の国でも重要な事柄になりうるいくつかの事柄が、この研究においては検討された。

アメリカの Blackburn H. Hazlehurst 氏は、社会保険と職域年金の財政方式について、次のように述べている。

最低水準の積立金が積立てられ、保険制度よりも、現在稼働中の被用者から退職者への所得の再分配機構として機能していることについての批判はない。拠出者と受給者が成熟した状況を考えれば、退職所得をあらかじめ積立てる必要はきわめて少ない。事実、もし政府が完全積立水準の積立てを行うならば、その積立金の投資にあたって、最適の利子所得を得るように試

みることは、政府の積立金が多数の私企業の所有権を得、また、それを管理をするにいたるという好ましくない結果になるのである。

職域年金制度は、通常、個々の被用者の最終平均所得に直接に関連した給付をすることによって、より直接にこの問題への接近をはかっている。

職域年金制度における資産の形成は、生涯に直接従事する人々のつくりだした製品やサービスを退職した人々に再配分するという経済的事実を変えるものではないが、一定の積立金が形成されるのでその保障について心理的な安心感がある。もし、現在直接に生涯に従事する人々が、退職者を維持するのに疲れたとするならば、退職者のために積み立てられた資産を没収するより政府からの分配を減らすほうが楽であろう。というのはこの積立金は、生産施設に投資されていて、経済の生産過程における実質的な分け前をあらわしているからである。

同様にイギリスの C. S. S. Lyou 氏は、次のように述べている。

積立方式による職域年金制度が当面するより大きな困難は、インフレーション期に彼らの役割を果たす能力、すなわち、年金の購買力の維持である。社会保険制度は、賦課方式によって、購買力の維持を困難なしに行なうことができる(その制度が成熟していることを仮定して)。積立方式の職域制度においては、年金額を引き上げるために、剰余の予定を立てることが必要である。しかしながら、指数条項付の投資ができないならば、年金の購買力の減少が伴うのはやむをえないところである。もし、現在の職域年金制度の果たしている役割が損われないうちは、イギリスのインフレーションの水準が大幅に減少することが必要である。

また、フィンランドの Tanskanen 氏は、

国民年金においての財政は、積立方式か、または、賦課方式のいずれも用いることができる。しかしながら、私的年金制度は、積立方式で管理されなければならない。

と述べている。

スウェーデンの ATP は相当の積立金をもっているで、わが国においては賦課方式とは受けとられていない。しかし、多くの職域年金のような意味での積立方式でもない。したがって、Hagstroem 氏の論文には、その財政方式への批判もあるが、むしろ、給付の水準が高すぎて、将来の世代に大きな荷物が残ることへの危惧を

表明していると受け取れるのである。

次の4氏の述べている要旨に共通しているのは、社会保険の財政はある程度の積立金を保有するか、あるいは賦課方式によるが、職域年金においては、健全な年金数理の原則にしたがって積立てられるべきであるとする認識である。

また、Tanskanen氏は、国民保険においても、積立方式によって運営することができると述べている。フィンランドにおいては、被用者に対する国民保険をすべて職域年金に委任する前記のオランダで提案されている方式がすでに実現している。その財政は職域年金の基準で完全に積立てるものであるが、既裁定の年金については、指数によって増加した部分は全体をプールして賦課方式によって運営される。

V インフレーションはどのように克服されるべきか

インフレーションは、年金制度にとって最大の敵であるが年金数理においても危険率算定上の大きな問題であり、解決困難な多くの問題を提出している。

アルゼンチンの Jose Barral Courtis氏は、インフレーションの規則性について次のように述べている。

自然の現象において、死亡率ほどよく知られた規則性を有する現象は少ない。もし、インフレーションの規則性、通貨価値の減少の規則性が死亡率の計算に用いられる保険数理的手法によって、見出すことができるならば、とくにインフレーションの影響が大きく、経済的な公正を保つことが困難な国において、社会保険制度を補足する私的年金に適合する多くの健全で合理的な数理上の解答を見出すことができよう。問題は、方法論が十分に確立しても、資料の良好でない現象の規則性を主張し、請合うことができないことにある。

インフレーションは、間接的に非常に複雑な内容の多くの恣意的、政治的、経済的要素の影響を受けるので、その規則性を立証することはできない。その効果のいくつかは、経済活動に関する多くの代表的な指数、たとえば、卸売物価指数、給与指数、消費者物価指数、通貨交換レート等によって測定することができる。しかし、また、より破壊的な多くの要素、たとえば、私有財産制に加えられる損害、暴動、戦争、そして個人や家族の生活慣習の漸進的な変化等は、測定不可能なのである。

消費者物価指数 (CPI) は、経済活動の明確な尺度

として、現在の減価の速さを表現している代表的な指数として考えられている。それにもかかわらず、過去の確固とした経験に基づいて、死亡率を将来に投影するように、消費者物価指数の将来の動きを決定することを可能にする筋の通った方法論がないのである。

その理由は、消費者物価指数は、多くの不確かな外部的経済要因の影響を受けるからである。これから次のような確実な論拠を構成するにいたるであろう。すなわち、精密な統計的手法を用いてCPIの過去の系列を分析し、これに基づいて評価利率に対して危険付加保険料を決定した場合に、この方法論はきわめて精巧なものになるが、しかし、これは、その結果の規則性を立証し、その正当性を認めることにはならないということである。

一国の経済にとって重要な部門となっている社会保険制度は、インフレーションから、給付の水準と投資の収益率に関して直接的にマイナスの影響を受ける。また、そこから生ずる間接的な効果は、その制度の基礎となっている保険原理とその機構が、国民的レベルの社会的補助に基盤をおいた公的福祉制度の性格に置き換わっていくことである。結果は積立式社会保険制度から、継続的な財政不足によって非積立制度 (unfunded deficitary systems) に移り変わることである。逆説的にいえば、インフレーションは経済の活動につきまとっている不確実性を増加させるが、一方、社会保険制度は、個々人の生活における経済的不安定性から生ずる結果を解消させるものである。また、さらに、インフレーションが利子率にマイナスの率として働く場合には、とくに資産形成において、国全体の経済に及ぼす効果から、社会保険制度は、その間接的影響を受けることを加えておかなければならない。

主として、これらの多くの問題が原因となって、私的年金制度は、ラテンアメリカの多くの国において、USA、カナダ、ヨーロッパ諸国程には発展していない。

同氏は、さらに、保険料計算上の利率を3.5%または4%としたときに十分保守的であるときに資産の運用利廻りが5%から6%になれば、物価指数で調整した年金の増を吸収できると述べている。

イギリスの Leonard D. Coe氏は、自己管理型年金を例にとって、次のように述べている。

1945年以後の期間のエクイティ・ファンドの配当率は年7.5%であり同期間の消費者物価指数の平均上昇率は4%であったので、評価上の利益を3.5%とすれば、職域年金においてもCPIに沿って調整すること

が可能である。しかし、平均所得の増加率は消費者物価指数のそれより 1~2% 高いので、したがって、平均所得の上昇率に沿って調整するならば、不足が生ずる。アクチュアリーは、不足の程度を考慮し、計算に安全を見込まなければならない。

しかし、インフレーションが予定以上になる場合もあり、この場合には結局事業主の負担になるが、事業主に突然その出費を要求することは避けるべきである。

また、年金の調整指数として、消費者物価指数と給与指数のいずれをとるべきかについては、次のように述べている。

もし、国の年金制度がなんらかの適用除外の形をとるならば、職域年金も、遅かれ早かれ、その給付を国の年金制度に適合するようにある指数と結合する必要が生じ、さらに、その指数は何によるべきかという問題に導かれよう。物価指数を選択することは、年金の購買力の維持、したがって年金受給者の生活標準を維持することを意味する。所得指数を使うことはその生活標準が現在の雇用者の生活標準に合わせて増加することを意味している。

後者は、また、年金受給者が寄与することの少ない国の経済的生産性の成長の分け前を享受することを意味している。老人の個人的必要は、年齢とともに減少することは明らかであるので、彼らの生活標準を改善するのが可能となる指数にリンクするのは不必要であるとする見解もありえよう。

このような立場にたてば、退職後においては、物価指数による調整が必要な最大限であって国の制度に関していえば、これを超えることは、現在の生産性に不当な圧迫を加えることになるのである。しかしながら、これは actuarial の問題というより、むしろ政治家の問題である。

フィンランドの Asco Tanskanen 氏は、職域年金の指数調整について次のようにいっている。

年金保険制度の長期的な性格にかんがみ、私的年金制度を取り入れたときに、インフレーションに帰因する年金水準の遅れを防ぐために、指数制度を取り入れることが必要である。

年金額の調整のための指数としては、物価指数と給与指数が最も多く用いられている。

指数による年金水準の維持のためには、年金管理機関は、その財政上の剰余を用いることができる。安定した経済においては、消費者物価指数による年金額の

価値維持はこのようにして達成される。

もし、目的がもっと保障性の高い指数結合にあるならば、そのために必要となる費用は、保険料によって賄われなければならない。少なくとも給与指数による調整を問題にするならば、インフレーションによる保険料の増によって、積立方式による年金制度は非常に高くつくことになる。

西ドイツの Heubeck 氏は、指数調整機能をもつ二つ以上の年金制度から年金を受給する場合に、その年金の調整率を σ_i 、合計額の調整率を σ 、合計額を 1 としたときの各年金額の割合を P_i とし、これらの間に成立する関係を求めている。

基礎的な保障としての社会保障年金と附加年金からなる場合について次の関係式が成立する。

$$e^{\int \sigma(t) dt} = P_1 e^{\int \sigma_1(t) dt} + P_2 e^{\int \sigma_2(t) dt}$$

$\sigma_i(t) = \text{const} = \sigma_i$ とおくと、 $\sigma(t)$ は、 t の関数となつて常数とはならない。そこで、 P_i 、 σ_i のしたがう条件から容易に次の関係を証明することができる。

$$e^{\int \sigma(t) dt} = P_1 e^{\sigma_1 t} + P_2 e^{\sigma_2 t} \quad P_1 + P_2 = 1$$

これより

$$\sigma(t) = \sigma_1 - \frac{\sigma_1 - \sigma_2}{1 + W(t)}$$

$$\text{ここに} \quad W(t) = \frac{P_1}{P_2} e^{(\sigma_1 - \sigma_2)t},$$

$t \rightarrow 0$ とすれば、

$$\sigma(0) = P_1 \sigma_1 + P_2 \sigma_2$$

$t \rightarrow \infty$ ならば、

$$\sigma(\infty) = \sigma_2 \quad \sigma_2 > \sigma_1$$

$$\sigma(\infty) = \sigma_1 \quad \sigma_1 > \sigma_2$$

それ故に二つの制度から支給される年金の合計額の平均調整率は、加重平均 $P_1 \sigma_1 + P_2 \sigma_2$ から始まって、二つの調整率のいずれか大きい値に達するまで絶えず増大し接近することになる。

例: $P_1 = 0.7$, $P_2 = 0.3$; $\sigma_1 = 8\%$, $\sigma_2 = 3\%$

t	0	10	20	30	∞
$\sigma(t)$	6.5%	7.0%	7.3%	7.6%	8%

社会保険においては、イギリスの Lyou 氏が述べているように、年金の購買力の維持は、成熟した状況を假定すれば賦課方式によって解決できるとする意見も多いが、同時に、スウェーデンの Hagstroem 氏、アメリカの Hazlehurst 氏が強い危惧を表明しているように、その時代の生産人口がその負担を引き受けるか、ないしは引き受けることができるかに大きな問題がある。

一方、積立方式による職域年金については、イギリス、

フィンランド、アルゼンチンの論文から、これらの国々においては、積立金の投資に関する過去の経験によって、消費者物価指数程度の調整は可能であるが、給与指数で調整するためには、別に計算上に安全をみるか、事業主の負担の増が必要であることが読み取れるのである。

さて、以上に紹介したのは、原論文の抄訳にすぎないが、それでも社会保険と職域年金の相違のいくつかをうかがい知ることができる。

たとえば、適用においても、社会保険においては、事業所の従業員の大多数が加入するのが一般であるが、職域年金においては、勤続年数、年齢等によって加入するための条件を設ける場合が普通である。給付の条件その形態等においても多くの場合に相当のへだたりがある。財政方式においても、今回論文を提出した国々においては、職域年金については、数理的に健全な積立を行なうことが常識となっているが社会保険においては、おしなべて、賦課方式によるべきであるとする一般的な意見の一致はないといったほうがよいのではなからうか。

アメリカの場合は、危険準備金的性格の最低の積立金を保有しているが、事実上の賦課方式であり、多額の積立金を国が保有することに反対している。しかし、イギリス、オランダ、スウェーデン、フィンランド等においては、年金制度が二重構造（オランダは提案であって制度化されていない）になっていて、全国民を対象とした定額制の基礎年金においては、賦課方式が一般であるが、雇業者等を対象とした給与比例の年金制度は積立方式によって運営されているか、或いは積立方式によるべきことが提案されている。この所得比例年金においては、社会保険または職域年金の役割が国によって異なっている。フィンランド、オランダ（提案）のように、職域年金に全面的に所得比例年金を委任する場合と、逆にスウェー

デンのように国が管理する場合、イギリスの積立制度のように国と職域年金がそれぞれ、その役割を分担する場合がある。

このような社会保険と職域年金の相違は、所得の保障を達成するために、その機能として社会保険でなければならない面があると同時に職域年金に委ねなければ不可能な他の側面があることを示していると考えられよう。このように考えれば、北欧諸国の全居住者を対象とした一般基礎年金は、職域年金および社会保険では達成できないその他の側面に対する役割をになっているということになるであろう。

職域年金においては、被用者の事業所内の移動にあたって、一般にはその年金権が保全されない。また、いくつかの論文においてインフレーションへの対応策が模索されているが、この二つの問題は、職域年金が今後発展するために必要であり、検討され実現されるべき課題であろう。

今回のオスロ大会に私的年金と社会保険の調整問題に関して提出された論文は23あるが以上にはそのうち16の論文を紹介した。しかし、その論旨をできるだけ忠実に伝える意図で紹介した場合と、単なる引用にとどまってしまった場合があるのは、やむをえないこととはいえ残念なことであった。

この貧しい紹介から単に年金制度の表面的な知識ではなく、各国の年金に従事する人々の年金制度に対する思想なり、意見が読み取れたなら幸いである。

〔資料〕

Transactions of The Congress.

19th International Congress of Actuaries.

Oslo, 19—24, June, 1972.